

行田市開発行為等に関する指導要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(技術基準等)</p> <p>第6条 事業主は、開発行為等を行うときは、行田市開発行為許可等審査基準（平成17年告示第42号）に定めるもののほか、次に掲げる基準に基づき計画するものとする。</p> <p>(1) 区画面積</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市街化調整区域の場合 開発区域の面積（分譲等による一戸建ての住宅の用に供する場合は建築物の敷地面積）は、行田市開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第9号）第2条第2号の規定により、<u>200平方メートル以上とすること。ただし、行田市開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第2条の開発行為を除く。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 切土、盛土、擁壁等</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(技術基準等)</p> <p>第6条 事業主は、開発行為等を行うときは、行田市開発行為許可等審査基準（平成17年告示第42号）に定めるもののほか、次に掲げる基準に基づき計画するものとする。</p> <p>(1) 区画面積</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市街化調整区域の場合 開発区域の面積（分譲等による一戸建ての住宅の用に供する場合は建築物の敷地面積）は、行田市開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第9号）第2条の規定により、<u>300平方メートル以上とすること。ただし、行田市開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第2条の開発行為を除く。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 切土、盛土、擁壁等</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>切土又は盛土により隣接地と30センチメートル以上高低差が生じる場合は、擁壁を設置すること。この場合において、隣接者の同意が得られたときは、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の水抜穴を設置すること。</u></p> <p>オ <u>コンクリートブロック擁壁の高さが60センチメートルを超えるときは、延長4メートル以内ごとに控壁を設置すること。</u></p> <p>カ <u>擁壁の高さが1.1メートルを超えるときは、鉄筋コンクリート造、擁壁用ブロック造等による構造とし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）等に定めるところに基づき設置すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 公園、緑地又は広場</p> <p>ア 開発区域面積が<u>1.0</u>ヘクタール以上となる開発区域における公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）については、法に定めるところによること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(8)～(13) (略)</p>	<p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 公園、緑地又は広場</p> <p>ア 開発区域面積が<u>0.3</u>ヘクタール以上となる開発区域における公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）については、法に定めるところによること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(8)～(13) (略)</p>